

Q 息子が離婚。別居の孫に会いたい

息子は2年前に離婚しました。別れた元妻との間には、5歳になる孫がおりますが離婚する際、親権者は元妻と決められ、孫は彼女と生活しています。しかし、離婚して以降、息子も私たちも一回も孫に会えていません。会いたくて仕方ありません。何か方法はありますか。

法律 相談室

このご相談では、離婚後、未成年者と離れて暮らす親（非監護親）の両親（未成年者の祖父母）が、監護親の元にいる未成年者に会う権利があるか、つまり、祖父母に孫との面会交流の権利があるかが問題になります。

ただし、この手続きで認められるのは「息子さんと孫の面会交流」です。祖父母である相談者は、息子さんの面会交流の機会に面会しうるに過ぎません。未成年者の子を養育していた祖父母に対し、面会交流を認められたケースもありますが、例外的です。面会交流が親権の一部、あるいは親とし

れる方向になると考えられます。例えば、現在のフランス民法ではすでに認められています。今後、子の利益という面から面会交流を捉える必要はあると思われる。

面会交流が、離婚の際の争点になり、未成年者が父母の争いに巻き込まれるケースが増えています。子ども

息子と元妻で話し合いを

ます。したがって、非監護親が監護親に対して面会交流を求める方法を通じて実現していくこととなります。

この権利として捉えられたことの結果ともいえます。ところで、2011年に、親権に関する民法の改正があり

ました。その趣旨は、親権は子どもの利益のためにあることを明確にしたことにあります。面会交流についても、子どもの利益になる点を重視するならば、子ども

の権利として、祖父母と孫の面会交流も認めら

るべきです。うまくいかなければ息子さんが家庭裁判所に調停の申し立てをし、調停でも解決しなければ家裁の審判で決定してもらいます。

その趣旨は、親権は子どもの利益のためにあることを明確にしたことにあります。面会交流についても、子どもの利益になる点を重視するならば、子ども

の権利として、祖父母と孫の面会交流も認めら

るべきです。うまくいかなければ息子さんが家庭裁判所に調停の申し立てをし、調停でも解決しなければ家裁の審判で決定してもらいます。

（回答）金子重紀弁護士



県弁護士会マスコミキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。